

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	健康増進事業関係事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、健康増進事業関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

愛知県西尾市長

## 公表日

令和5年6月19日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の内容	健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業「歯周疾患検診」「骨粗鬆症検診」「肝炎ウイルス検診」「がん検診(胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん)」を実施している。受診者がマイナポータルを通じて検診結果を閲覧・活用可能となるPHR(パーソナル・ヘルス・レコード)制度の実施に伴い、各検診結果を個人番号と紐付け中間サーバーに副本登録する。
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	各検診結果の登録(手入力、検診機関提供データのバッチ取り込み) 国へ報告する集計表の出力  など
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム [ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 中間サーバー連携機能: 中間サーバーまたは中間サーバー、端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する機能。2. 宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。3. 宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。4. 既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する機能
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム [ <input type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバー )

システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。(※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 なお、当区においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合宛名システムにおいて行う。5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能10. システム管理機能 バッチの状況管理 業務統計情報の集計</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
健康増進ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の76の項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 102の2の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 102の2の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康福祉部健康課
②所属長の役職名	健康課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健康増進事業(基本健診・がん検診・保健指導など)対象者
その必要性	健康増進事業(基本健診・がん検診・保健指導など)の対象者管理や受診情報の管理を目的としているため、その目的達成に必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	【個人番号】記載された個人番号をキー情報にして個人検索を実施するため 【その他識別情報】自治体内で個人を特定するため 【連絡先等情報】通知業務に利用するため 【健康・医療関係情報】検診、健診情報を利用した事務を実施するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	健康福祉部健康課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )								
③使用目的 ※	申請書などに記載された個人番号より個人を検索するため								
④使用の主体	使用部署	健康課、保険年金課、長寿課							
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	記載された個人番号をキー情報にして個人検索を実施する								
情報の突合	内部の宛名番号もしくは氏名・生年月日・性別での突合								
⑥使用開始日	平成27年10月5日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	健康管理システム	
①委託内容	健康管理システムのメンテナンス作業、障害復旧作業及び改修作業	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] [ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	



**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

【共通項目】宛名番号(その他識別情報(内部番号))、個人番号(団体内統合宛名システムおよび中間サーバーにて保有)、保険者番号、被保険者記号、被保険者番号、枝番

【肺がん検診(1次)】受診年度、受診日、受診時年齢、受診医療機関

【肺がん検診(精密)】肺がん検診の受診年度、精密検査受診日、精密検査受診時年齢、精密検査受診医療機関名

【乳がん検診(1次)】受診年度、受診日、受診時年齢、受診医療機関、受診方法、精密検査対象有無、その他所見

【乳がん検診(精密)】乳がん検診の受診年度、精密検査受診日、精密検査時年齢、精密検査受診医療機関

【胃がん検診(1次)】受診年度、受診日、受診時年齢、受診医療機関、受診方法、精密検査の対象有無

【胃がん検診(精密)】胃がん検診の受診年度、精密検査受診日、精密検査時年齢、精密検査受診医療機関

【子宮がん検診(1次)】受診年度、受診日、受診時年齢、受診医療機関、受診方法、精密検査の対象有無

【子宮頸がん(精密)】子宮頸がん検診の受診年度、精密検査受診日、精密検査時年齢、精密検査受診医療機関名

【大腸がん検診(1次)】受診年度、受診日、受診時年齢、受診医療機関、受診方法、精密検査の対象有無

【大腸がん検診(精密)】大腸がん検診の受診年度、精密検査受診日、精密検査時年齢、精密検査受診医療機関名

【肝炎ウイルス検診(1次)】受診年度、受診日、受診時年齢、受診医療機関、受診方法、B型肝炎ウイルス検査判定、C型肝炎ウイルス検査判定

【肝炎ウイルス検診(精密)】肝炎ウイルス検診の受診年度、精密検査受診日、精密検査時年齢、精密検査受診医療機関名

【骨粗鬆症検診(1次)】受診年度、受診日、受診時年齢、受診医療機関、受診方法、DXA検査骨量値、DXA検査判定、エックス線検査骨量値、エックス線検査判定、CT検査骨量値、CT検査判定、超音波検査骨量値、超音波検査判定、判定

【骨粗鬆症検診(精密)】骨粗鬆症検診の受診年度、精密検査受診日、精密検査時年齢、精密検査受診医療機関名、精密検査結果

【歯周疾患検診(1次)】受診年度、受診日、受診時年齢、受診医療機関、受診方法、健全歯数、未処置歯数、処置歯数、要補綴歯数、欠損補綴歯数、現在歯数、歯肉出血BOP(17または16)、歯肉出血BOP(11)、歯肉出血BOP(26または27)、歯肉出血BOP(47または46)、歯肉出血BOP(31)、歯肉出血BOP(36または37)、歯肉出血BOP(最大値)、歯周ポケットPD(17または16)、歯周ポケットPD(11)、歯周ポケットPD(26または27)、歯周ポケットPD(47または46)、歯周ポケットPD(31)、歯周ポケットPD(36または37)、歯周ポケットPD(最大値)、歯石の付着、口腔清掃状態、粘膜所見、判定区分

【歯周疾患(精密)】歯周疾患検診の受診年度、精密検査時受診日、精密検査時年齢、精密検査受診医療機関機関名、精密検査結果、精密検査所見

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	データの更新前に対象者チェックを実施することにより対象外の個人についてのデータ更新を制御している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号データについて、必要な機能(個人番号からの個人検索)以外ではユーザに利用されないようなセキュリティ制御を実施している。また各業務に対しての利用可否権限を設定し利用不可業務については利用できないようセキュリティを施している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	ログイン画面にてユーザID/パスワードを入力する。その入力内容にてログイン可否、利用権限を制御している。元職員についてはユーザ使用可否の設定を不可にすることでアクセス権を削除可能。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。③中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。④中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。⑤中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。⑥特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

8. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査	[ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・年数回の研修を行っている。 ・情報システム部門にて内部監査を行っている。	

10. その他のリスク対策

--

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	健康福祉部健康課 445-0071 西尾市熊味町小松島32番地 0563-57-0661
②請求方法	指定様式の書面による提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 <a href="http://www.city.nishio.aichi.jp/index.cfm/10,1295,37,481,html">Http://www.city.nishio.aichi.jp/index.cfm/10,1295,37,481,html</a>
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康福祉部健康課 445-0071 西尾市熊味町小松島32番地 0563-57-0661
②対応方法	受付簿を作成し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年5月29日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	健康課長 中村 肇	健康課長 岩瀬 茂樹	事後	
平成31年4月1日	5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康課長 岩瀬 茂樹	健康課長	事後	
令和4年3月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定のため
令和4年3月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 102の2の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 102の2の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定のため
令和4年3月10日	Ⅲ リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定のため
令和4年3月10日	Ⅲ リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		<中間サーバーにおける措置>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定のため

令和4年3月10日	Ⅲ リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対応は十分か		十分である	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定のため
令和4年3月10日	Ⅲ リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 不正な提供が行われるリスクに対する措置の内容		<p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。③中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。④中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。⑤中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。⑥特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定のため
令和4年3月10日	Ⅲ リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 不正な提供が行われるリスクへの対応は十分か		十分である	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定のため
令和4年3月10日	I 基本情報 2.個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するファイル		システム2、3を追加	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定のため

令和4年3月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目		医療保険関係情報を追加	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定のため
令和4年3月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元		地方公共団体・地方独立行政法人追加	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定のため
令和4年3月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法		電子記録媒体(フラッシュメモリを除く)、情報提供ネットワークシステムを追加	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定のため
令和4年3月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託するに変更	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定のため